

二ツ屋病院 介護医療院 重要事項説明書

1.二ツ屋病院介護医療院の概要

(1) 理念

信頼 地域から信頼される医療・介護を提供します。

貢献 医療・介護を通じて地域社会に貢献します。

(2) 提供できるサービスの種類

施設名称	二ツ屋病院 介護医療院		
所在地	929-1211 石川県かほく市二ツ屋72番地		
介護保険事業所番号	介護医療院	17B2100011	

(3) 同施設の職員体制

職種	資格	専任・兼任	人数
管理者	医師	兼任	1名
医師	医師	兼任	1.2名
薬剤師	薬剤師	兼任	0.5名
放射線技師	放射線技師	兼任	0.5名
管理栄養士	管理栄養士	専任	1名
調理師	調理師	兼任	3名
機能訓練指導員	理学療法士	兼任	1.5名
	作業療法士	兼任	0.5名
事務職員		兼任	1.2名
介護支援専門員	介護支援専門員	専任	2名
看護師	看護師	専任	9名
介護職員	介護福祉士等	専任	13名

(4) 同施設の設備の概要

		介護医療院
定員		48名
居室	4人部屋	10室(1室28.8㎡)
	2人部屋	4室(1室13.8㎡)
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。
食堂兼談話室		1室
機能訓練室		1室

(5) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 状況に応じて対応させていただきます。
- ・外出、外泊 主治医の許可をとってください。
- ・飲酒、喫煙 飲酒禁止、敷地内禁煙です。ご協力をお願い致します。
- ・金銭、貴重品の管理 貴重品を居室に持ち込まないでください。

2. サービス内容

施設サービス計画の立案

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の各専門職が連携して取り組みます。

入所者の意思決定を尊重した医療及びケアの実践に取り組みます。

病室

基本的には定員4名の居室でプライバシーに配慮しています。

食事

朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

個々の利用者の栄養状態、健康状態に合わせた栄養ケアをおこないます。

入浴

週に2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じ、特殊浴または清拭となる場合があります。

介護

施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

排泄、食事等の介助、おむつ交換、口腔ケア

体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い…等

機能訓練

理学療法や作業療法等の機能訓練を行います。

生活相談

常勤の介護支援専門員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

療養食の提供

当施設では治療のための療養食をご用意しております。

レクリエーション

当施設では、週1回のレクリエーション等の行事を行います。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

レクリエーションの様子を施設内に掲示しております。ご希望されない方は

あらかじめ、申し出てください。

3.利用料金

(1) 基本料金

令和6年8月1日改正

① 施設サービス費

	1日あたりの 1割負担分(2割・3割)	1ヵ月(30日)の 1割負担分(2割・3割)
要介護度1	833円(1,666円・2,499円)	24,990円(49,980円・74,970円)
要介護度2	943円(1,886円・2,829円)	28,290円(56,580円・84,870円)
要介護度3	1,182円(2,364円・3,546円)	35,460円(70,920円・106,380円)
要介護度4	1,283円(2,566円・3,849円)	38,490円(76,980円・115,470円)
要介護度5	1,375円(2,750円・4,125円)	41,250円(82,500円・123,750円)

*利用中に自宅に外泊した期間(362単位/日)や他科受診時の取扱いについては介護給付の扱いに応じた料金。

★ は、すべての方が対象となります。

- ②初期加算 ★ 30円/日 (入院した日から30日以内の期間)
- ③療養食加算 6円/回 (糖尿病食、腎臓・肝臓病食等治療のための食事)
- ④経口移行加算 28円/日
- ⑤経口維持加算(Ⅰ)・(Ⅱ) 400円/月・100円/月
- ⑥栄養マネジメント強化加算 ★ 11円/日
- ⑦排せつ支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ) 10円/月・15円/月・20円/月
- ⑧夜間勤務等看護(Ⅳ) ★ 7円/日
- ⑨若年性認知症加算 120円/日
- ⑩サービス提供体制強化加算Ⅰ ★ 22円/日 (介護職員のうち介護福祉士の占める割合が80%以上)
- ⑪認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円/日 (入院日から7日を上限)
- ⑫緊急時施設診療費 518円/日
- ⑬再入所時栄養連携加算 400円/回
- ⑭在宅復帰支援機能加算 ★ 10円/日
- ⑮自立支援促進加算 ★ 280円/月 (医学的評価に基づき支援計画に従いケアを実施)
- ⑯科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ★ 60円/月 (データー提出と情報の活用を行っている)
- ⑰安全対策体制加算 ★ 20円/入院時に1回 (安全対策の体制が整備されている)
- ⑱介護職員処遇改善加算Ⅳ ★ (加算含む介護サービス費の2.9%)
- ⑲協力病院連携加算 ★ 100円/月 (令和7年4月以降 50円/月)

(2) 特定診療費

- ①理学療法(Ⅰ) 123円/回 月に11回以降 86円/回 (リハビリ体制強化加算35円/回)
- ②理学療法、作業療法、言語聴覚療法に係る加算 33円/月・20円/月 (リハ、口腔、栄養の一体的取組の推進)
- ③短期集中リハビリテーション 240円/回 (入院から3ヶ月以内)
- ④認知症短期集中リハビリテーション 240円/回 (")
- ⑤褥瘡対策指導管理(Ⅰ)・(Ⅱ)★ 6円/日・10円/月 (日常生活自立度B・Cの方、褥瘡の発生がない)
- ⑥薬剤管理指導(データー提出後+20円/月) 350円/回 (週1回で月に4回を限度、麻薬使用時+50円)
- ⑦感染対策指導管理加算 ★ 6円/日
- ⑧摂食機能療法 208円/回 (摂食機能訓練)
- ⑨医学情報提供 220円/回 (他病院に紹介) 290円/回(診療所に紹介)
- ⑩口腔衛生管理加算(Ⅱ) ★ 110円/月
- ⑪認知症専門ケア加算(Ⅰ)・(Ⅱ) ★ 3円/日・4円/日

(3) 退院時等指導加算

- ①退院前後訪問指導加算 460円/回
- ②退院時指導加算 400円/回 (退院後の療養上の指導を行った場合)
- ③退院時情報加算 500円/回・250円/回 (退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合)
- ④退院前連携加算 500円/回 (居宅介護支援事業所と連携しサービス調整を行う場合)
- ⑤老人訪問看護指示加算 300円/回

(4) 料金の減免措置

高額介護サービス費 (サービスに係る負担上限額)

生活保護を受給している方等	15,000円
世帯の全員が市町民税を課税されていない方で 本人年金80万円以下/年	15,000円
世帯の全員が市町民税を課税されていない方	24,600円
世帯内のどなたかが市町民税を課せられている方 現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円
同一世帯に課税所得380万円未満の65歳以上の方がいる場合	44,400円
同一世帯に課税所得380万円～690万円未満の65歳以上の方がいる場合	93,000円
同一世帯に課税所得690万円以上の65歳以上の方がいる場合	140,100円

(5) 食費、居住費(保険対象外)の負担

		食費(30日)	居住費(30日)
第1段階	生活保護受給者等	300円×30日 9,000円	0
第2段階	市町民税非課税世帯等であつ 本人年金80万円以下/年	390円×30日 11,700円	430円×30日 12,900円
第3段階①	市町民税非課税世帯等であつ 本人年金80万円～120万円/年	650円×30日 19,500円	430円×30日 12,900円
第3段階②	市町民税非課税世帯等であつ 本人年金120万円～155万円/年	1,360円×30日 40,800円	430円×30日 12,900円
第4段階	上記以外の方	1,445円×30日 43,350円	480円×30日 13,110円

*預貯金等及び配偶者課税状況により負担軽減の対象外となる場合があります。

(6) その他の料金

特殊な検査、処置(CT検査、酸素療法、胃瘻交換、ポート挿入、ドレナージ等)は医療保険の一部負担となります。その他保険外費用は別表となります。

(7) 支払方法

預金口座振替のお申込みをお願いしています。(口座引落日22日)

毎月10日以降に請求額のご案内文書を送付しますのでご確認をお願いします。

*詳細については入院窓口でご相談ください。

*介護保険制度の改定により料金が変更になる場合があります。

4.入所・退所の手続き

(1)入所手続き

まずは、お電話等でご相談ください。

本書説明し契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2)退所手続き

①主治医が入所の必要がないと判断した場合

- ・ADL(日常生活動作)の自立が可能となり、主治医の判断により在宅療養が可能な方は退所していただく方針です。

②利用者のご都合で退所される場合

- ・退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

③双方の通知がなくても、自動的にサービス終了となる場合

- ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了14日前までに文書で通知いたします。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

5.事故・虐待・身体拘束発生時の対応

(1)事故・虐待・身体拘束発生防止のための指針を整備するとともに、利用者に対して施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、市・町に連絡し必要な措置を講じます。

- ・安全管理担当 山本 浩子

(2)施設サービス提供により当施設の責めに帰すべき事由で利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償します。

6.非常災害対策

- ・非常災害時には事業継続計画(BCP)に沿って対応します。

- ・防災訓練 2回／年

- ・防火管理者 多田 光治

7. サービス内容に関する相談・苦情・ハラスメント

① 当施設ご利用者相談・苦情・ハラスメント担当

担当 石津 昭恵 電話 076-281-0172
(医療相談員、介護支援専門員)

*ご不明な点はなんでもおたずねください。

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村名	電 話	担 当
かほく市	076-283-7123	介護長寿課(介護保険係)
津幡町	076-288-2121	保険年金課(介護保険係)
内灘町	076-286-6703	介護福祉課(介護保険係)
宝達志水町	0767-28-5506	健康福祉課(介護保険係)
羽咋市	0767-22-5314	健康福祉課(介護高齢者係)
七尾市	0767-53-8451	高齢者支援課(介護保険係)
中能登町	0767-72-3133	長寿福祉課(介護保険係)
輪島市	0768-23-1159	福祉課(介護保険係)
志賀町	0767-32-9132	健康福祉課(介護保険係)
珠洲市	0768-82-7749	福祉課(介護保険係)
穴水町	0768-52-3621	住民課(介護保険係)
能登町	0768-62-8517	健康福祉課(介護保険)

8.協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団芙蓉会　二ツ屋病院
所在地	〒929-1215　石川県かほく市二ツ屋72番地
診療科	内科・腎臓内科・泌尿器科・放射線科・整形外科・リハビリテーション科

協力歯科医院	かほくCUBE歯科・矯正歯科
所在地	〒929-1126 石川県かほく市内日角2丁目2
連絡先	076-283-3225

9. サービス提供の記録の保存

施設サービスの提供に関する記録を作成しすることとし、これを契約終了後5年間保管いたします。

二ツ屋病院介護医療院入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項について説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 石川県かほく市二ツ屋ソ72番地

名称 医療法人社団芙蓉会 二ツ屋病院介護医療院

説明者 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から二ツ屋病院介護医療院入所における重要事項について説明を受け同意いたしました。

令和 年 月 日

ご利用者 住所

氏名

ご家族様 住所
(代理人)

氏名

個人情報の提供にかかわる同意書

当院で業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を契約の有効期間中、必要な場合に限り、契約期間中に、次の通り提供することについて同意します。

①サービス担当者会議等に用いる場合

②他のサービス提供事業者等に提供する場合

③医療機関に提供する場合

④その他、正当な理由がある場合

*介護医療院では関係書類(カルテを含む)は継続して使用いたします。

令和 年 月 日

医療法人芙蓉会 二ツ屋病院介護医療院
理事長 西村 勇人殿

ご利用者 住所

氏名

ご家族様 住所

(代理人) 氏名

二ツ屋病院 介護医療院ご利用契約書

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

乙 事業者 <事業者名> 医療法人社団芙蓉会 二ツ屋病院 介護医療院
<住 所> 石川県かほく市二ツ屋ソ72番地
<代 表 者> 理事長 西村 勇人

甲 ご利用者様 <住 所>
<氏 名>

丙 ご家族様 <住 所>
(代理人) <氏 名>

ご利用者様 を甲、医療法人社団芙蓉会二ツ屋病院介護医療院（事業者）を乙、ご家族様を丙として、当事者間において、乙が甲に対して行う介護医療院サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

乙は、甲に対し、介護保険法令の趣旨に従い、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう介護医療院サービスを提供し、甲は乙に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約の期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、契約終了の申し出が無い場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（サービス計画の作成・変更）

- 1 乙は、甲のための「施設サービス計画」（以下「サービス計画」という。）を作成する「計画担当介護支援専門員」が、本条項に定める職務を遂行するよう責任をもって指導します。

- 2 「計画担当介護支援専門員」は、甲の入所後、速やかに「サービス計画」の作成に着手します。
- 3 「計画担当介護支援専門員」は、甲の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、施設の他の従業員と協議のうえ、サービス計画案を作成します。
- 4 「計画担当介護支援専門員」は、「サービス計画」の作成後においても、施設の他の従業員と連絡を継続的に行い、必要に応じてサービス計画変更案を作成します。
- 5 甲は、「計画担当介護支援専門員」に対し、いつでも「サービス計画」の内容を変更するよう申し出ることができます。その場合、「計画担当介護支援専門員」は、施設介護の趣旨に反しない範囲で、計画の実施状況を把握し、できる限り利用者の希望に添うように「サービス計画」を変更します。
- 6 「計画担当介護支援専門員」は、サービス計画案又は計画変更案を作成した段階で、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得ます

第4条（サービス提供と内容の記録及び保管）

- 1 乙は、施設サービス計画に沿って、甲に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も甲の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。
- 2 甲が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。乙は、【重要事項説明書】に定めた内容について、甲及びその家族に説明します。
- 3 乙は、サービス提供にあたり、甲又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 乙は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 2 甲は、乙の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 甲は、第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けとることが出来ます。

第6条（料金）

- 1 甲は、【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 甲は、当月の料金の合計額を翌月20日までに乙と合意した方法で支払います。
- 3 乙は、甲から料金の支払いを受けた時は、甲に対し領収書を発行します。
- 4 乙は、介護保険の適用外のものがある場合、その内容及び利用料金を予め入所時に説明し、甲の同意を得ます。

第7条（契約の終了）

- 1 甲は乙に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。ただし急な入院等やむを得ない事情がある場合は、1週間以内でも、この契約を解除することが出来ます。
- 2 乙は、やむを得ない事情がある場合、甲に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。
- 3 次の事由に該当した場合は、甲は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することが出来ます。
 - ① 乙が正当な理由無くサービスを提供しない場合
 - ② 乙が守秘義務に反した場合
 - ③ 乙が甲や丙に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 乙が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、乙は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することが出来ます。
 - ① 甲のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく請求した2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
 - ② 甲または丙が、乙や他のご利用者様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 甲が介護保険施設に入所した場合
 - ② 甲が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 甲が死亡した場合

第8条（秘密保持）

- 1 乙及び乙の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た甲及び丙に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 乙は、甲から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲の個人情報を用いません。
- 3 乙は、丙から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、丙の個人情報を用いません。

第9条（賠償責任）

- 1 乙は、サービス提供にともなって、乙の責務に帰すべき事由により、甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、甲に対してその損害を賠償します。
- 2 賠償責任の解決に当たっては、乙の契約する損害保険会社、或いは、医師会付託の弁護士等の判断に委ねる場合のあることを、甲には承諾頂きます。

第10条（緊急時の対応）

乙は、甲の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、丙または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第11条（連携）

乙は、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第12条（相談・苦情対応）

乙は、甲からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、甲の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第13条（本契約に定めの無い事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めの無い事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第14条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲及び乙は、乙の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第15条（重要事項に関する説明）

- 1 乙は、介護医療院サービスの提供にあたり、契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明します。
- 2 甲は、乙より契約書及び重要事項説明書に基づき、重要な事項の説明を受けたことを確認します。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、甲が、乙が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。